

意見（原文のとおり記載）	考え方
（1件目）	
第三次計画の振り返りと次期計画の立案にあたり、なぜ、稲城市で働く現場の教職員にアンケートを取らないのでしょうか。 施策の中には、現場の教員に意見を聞かなければ取り組みの効果が検証できないものや、教員に意見を聞くことでより实际的で有効な計画になるものが数多くあるように思います。 例えば、第三次計画2-5-(2)「教員が子どもに向き合う時間の確保」においては、稲城市の取り組みによって、教員の負担や超過勤務時間が具体的にどれくらい減って、子供と向き合う時間がどれくらい確保できたのか。学校及び教員が担う業務の明確化及び適正化が具体的にどのように行われ何が軽減されたのか、そして、向き合う時間がどの程度確保されたのか。トータルして、負担感はどの程度軽減したと教員自身が感じているのか。など、具体的な数字や現場の意見を十分検証し、それをもとに新たな計画の立案に生かすことはできないでしょうか。コンパクトな稲城という自治体の特性を生かし、現場の教職員からも意見を聴取して振興基本計画に生かすことは、取り組みとしては大変画期的であり、かつ实际的で有効性が高く、児童や生徒・保護者や地域、教職員のみんなの思いの詰まったプランになるのではないかと思います。 いずれにせよ、学校評価には児童・保護者・地域アンケートとともに教員アンケートがあり、すべての立場の意見を踏まえて次年度の経営計画が立案されます。だから教員は、経営計画を重んじ、その実現に向けて惜しまず努力をしてくれます。この振興基本計画にも児童生徒・市民だけでなく、現場で働く全教員にもアンケートを実施し、意見を聞いても良いのではないかと思います。新しい計画に少しでも現場の教職員の声が生かされていると感じることができれば、職員1人1人の計画実現に対するモチベーションも高まるのではないでしょか。	（教育総務課） 第四次稲城市教育振興基本計画は、市の教育分野の総合的な計画として位置付けており関連個別計画と整合・連携を図ることとしております。 例としてお示しいただきました「教員が子どもに向き合う時間の確保」につきましては、稲城市においても個別計画として「稲城市立学校における働き方改革実施計画」を策定しております。 アンケート調査につきましては、行政サービスを受ける方を対象として考え、児童・生徒とその保護者に対する調査及び市民の意識調査等を実施し、計画策定の基礎資料といたしました。 従って、学校に勤務する教職員はアンケート調査の対象外としており、他にも生涯学習事業の講師等も対象外となっております。 なお、学校評価においては、全教職員の参加による、組織的な自己評価を行うとされており、アンケートの対象とはしておりません。 今後も、個別具体的な事業実施においては、学校現場の意見も十分に聴取しながら進めてまいります。

意見（原文のとおり記載）	考え方
(2件目)	
全体として ○ 第三次稲城市教育振興基本計画から第四次稲城市教育振興計画に改定するにあたって、どのような施策を重視して、そのためにどんな新しい展開をしていくのかについて、一番初めに概要を付けると第四次稲城市教育振興基本計画の目玉の施策が伝わる。このままだと、何が変わったのか、何も変わっていないのかが分からない。	（教育総務課） 第四次稲城市教育振興基本計画は市の教育施策の全体的な方向性を示すものであり、社会情勢、国・都の動向、市の状況、計画の測定指標増減、アンケート結果を元に計画の体系を策定しております。その体系に基づき、法令に基づいた事業、市民ニーズに基づいた事業等様々な施策を位置付けているため、特定の施策展開を計画の目玉として重視するような記載はいたしません。 なお、本計画は総論・各論併せて100ページを超えるため、計画の概要をまとめた「概要版」を作成いたします。
施策の柱Ⅰ 地域における学びの推進と連携 ○1 家庭の教育力の向上支援 家庭の教育力が向上の支援が、測定指標及び目標とかがみ合っていないと考え。アンケートの調査項目が向上することと家庭の教育力が向上することの関連性が薄い。このような目標と調査で家庭教育を測ることが妥当とは思えない。社会学や教育社会学での家庭の教育力の調査をもとにした調査が求められる。 ここがずれているので、家庭教育への支援の施策も家庭の教育力の向上の支援に直接結びついた施策になっていかないのではないだろうか。	（教育総務課） 家庭教育はすべての教育の出発点であり、家族の触れ合いを通して、子どもの生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーが身につけていきます。 市で実施する各施策、サービスを提供することにより、あいさつ、食事の習慣、規則正しい生活等、日々の一場面を着実に積み上げることで、各家庭における家庭教育の向上に資することができると考えて測定指標及び目標として設定しております。
施策の柱Ⅱ 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進 ○1 確かな学力の育成 測定指標及び目標が教科の内容が「わかる」だけが抽出されている。ご存じの通り、「わかる」ことは確かな学力である育てるべき資質・能力の一部である。最低限、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性等」の3つの視点からの調査が必要なのではないか。	（教育総務課） 国の教育振興基本計画において指標（例）として「授業の内容がよくわかる、勉強は好きと思う児童生徒の割合」等が示されており、国の計画を参酌して本計画を作成する中で、測定指標及び目標を参考にしながら設定しております。

意見（原文のとおり記載）	考え方
○取組・事業例2-1-(1)-③ね2-6-(3)-② GIGAスクール構想の推進 「タブレット端末を活用し」とあるが、タブレット端末を活用するための教育支援アプリケーションソフトがGoogle既存のものでは足りていない。既存のものは大人向け・ビジネス用のため、子どもには使い勝手が良くない。また、Googleの既存アプリの共有機能を子どもが使って、ネットいじめとなる事例も生まれている。そのため、多くの小学校では教育支援アプリを保護者負担で導入していて、保護者の教材負担額が重くなっている。他の地方公共団体では市区が一括して導入してタブレット端末を活用できるようにしているところが多い。 タブレット端末の保険料も保護者負担となっており、保護者の教育負担を重くしている。端末の整備と保険料を一括して契約することが、教育格差をなくすことにつながる。 第四次稲城市教育振興基本計画期間となる令和7年度からのタブレット端末更新にあたって、予算が十分でないために、そもそもタブレット端末ではない、重く・落とすと壊れやすい端末となる計画がある。他の予算を削ってでも十分な予算を確保して端末とアプリ、教員管理システム、タブレット保険を含めた一括的な整備をしないと、中途半端な予算のかけ方になれば、十分に端末を活用できなくなってしまい、予算の無駄遣いになりかねない。「タブレット端末の活用」を第四次稲城市教育振興基本計画でも継続する方向ならば、タブレット端末を整備する予算を確保しなければならない。予算が先にあり、タブレットではない端末を安易に導入すると、校務システムの導入と同じ轍を踏むことになる。	（教育総務課） 第四次稲城市教育振興基本計画は、市の教育施策の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取り組みについては、年度ごとに内容を検討して進めていくこととしております。
○取組・事業例2-1-(1)-④、2-6-(1)-② 稲城市立学校教育研究会の充実 小・中学校合同の研究会となって20年近く経ち、中学校の授業研究の向上には、一定の役割と効果を果たしたと考える。中学校の都合で小学校の研究が進まないこともあり、小学校分科会と中学校分科会への再編を考える時期に来ているのではないかと。年に一度は小・中学校との交流会は続けたい。	（指導課） 第四次稲城市教育振興基本計画は、市の教育施策の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取り組みについては、年度ごとに内容を検討して進めていくこととしております。
○2 豊かな心や創造性の涵養 この施策の方向性の主な施策は人権教育と道徳性や社会性の育成である。施策から考えるならば創造性の涵養を削除したい。創造性を入れることが重要ならば創造性の涵養の施策を入れるべきだと考える。ただ、創造性の涵養の具体的な施策は「1 確かな学力の育成」に含まれると考える。	（指導課） 学習指導要領では、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や感性を豊かに働かせながら、思いや考えを基に構想し、新しい意味や価値を創造していく資質・能力（創造性）の涵養を目指した教育の充実に努めることとされていることを踏まえ「2 豊かな心や創造性の涵養」と設定しました。

意見（原文のとおり記載）	考え方
○取組・事業例2-2-(1)-⑤、2-5-(2)-④ 不登校の子ども等の教育機会の確保や状況の改善に向けた支援、2-4-(1)-⑤、2-2-(1)-⑥ インクルーシブ教育等の推進に向けた体制整備 不登校の原因は多岐にわたる。関連諸機関による家庭への支援や学校への環境的（場所等）や人的支援への具体的な取組・事業例があると良い。一番の問題は特別支援教室（すまいる教室）や通常での学級では支援が十分ではない児童が、二次障害として学校に来ることができなくなる不登校である。情緒障害等固定学級を設置する施策を明記したい。詳しくは、取組・事業例「2-5-(1)-① 特別支援教育体制の充実」に記述する。	（指導課） 本計画の範囲は多岐にわたり、すべての事業を記載すると大部になるため、「不登校の子ども等の教育機会の確保や状況の改善に向けた支援」「インクルーシブ教育等の推進に向けた体制整備」等、市としての取組・事業例の概要を記載しています。
○取組・事業例2-2-(2)-③、2-4-(1)-⑤ 集団宿泊活動の充実 「小学校における体験活動、自然、文化体験や交流を通じた、環境保全や自然を活かした暮らしについての学習」とある。「体験活動」と「自然、文化体験」は同じなのではないか。単に「自然体験・文化体験や交流」で良いのではないか。「環境保全」は概念が狭い。「地球や社会の環境」「持続可能な（環境や）社会」の方が適しているのではないか。「自然を活かした暮らし」は先に示した概念に包括できるので削除する。	（教育総務課） 記載の件について、ご意見を参考にしながら文言を修正します。
○取組・事業例2-2-(2)-④ 大空町教育交流 交流は悪いことではないが、この施策の目標を達成するために学校が参加児童の募集や引率に関与する必要はない。交流できるのは、ホームステイを受け入れ、高額な交流費用を支払える家庭である。市が募集して、市の職員で引率し、交流すれば良い。大空町からの子どもを学校に迎えることは十分に可能である。	（指導課） 第四次稲城市教育振興基本計画は、市の教育施策の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取り組みについては、年度ごとに内容を検討して進めていくこととしております。

意見（原文のとおり記載）	考え方
○3 健康で安全に生活する力の育成 測定指標及び目標の中に市民のアンケート結果が2項目入っているが、施設や対策の問題の項目で子どもの能力の育成（健康で安全に生活する力の育成）とは関連性が薄い。削除するか、健康で安全な能力の育成ができているかどうかを問うアンケートに変えるべきではないか。	（教育総務課） 本項においては、子どもたちが事件・事故、自然災害等に巻き込まれないようにする等、子どもたちの安全確保も重要な課題として捉えていることから、地域の安全・安心な環境整備も指標の一つとして設けています。
○(1)体力向上を図る取組の推進 取組・事業例2-3-(1)-④ 学校における体力向上の推進 「一校一取組」や「一学級一実践」は「2020学校レガシー」で良いのではないか。	（指導課） 具体的な表記として現在の「一校一取組」「一学級一実践」として記載しております。
○(2)健康教育・食育の推進 取組・事業例2-3-(2)-③ 食育の推進 「Instagramの活用」は「SNSの活用」で良いのではないか。	（学校給食課） 記載の件について、ご意見を参考にしながら文言を修正します。
○取組・事業例2-3-(3)-⑥ 学童クラブ、取組・事業例2-3-(3)-⑦ 放課後子ども教室 子どもの居場所づくりとして、第五次稲城市教育振興基本計画策定に向けて、学童クラブと放課後子ども教室を一体化して運営していくことへの検討を始めることを明記したい。また、第四次稲城市教育振興基本計画の中で三鷹市や八王子市等で始めている朝の子どもの受け入れについても検討するようにしたい。放課後子ども教室を拡大して、朝・放課後の子どもの居場所づくり、校庭開放が実施できるように、見守りができるシルバー人材を活用するなど人的予算を付けることを検討していきたい。	（生涯学習課・児童青少年課） 第四次稲城市教育振興基本計画は、市の教育施策の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取り組みについては、年度ごとに内容を検討して進めていくこととしております。
○4 持続可能な社会の創り手を育む教育（ESD）の推進 「令和6年3月現在～加盟しており」とありますが、稲城の小中学校全校加盟だと思っていました。違っていたらごめんなさい。	（指導課） 現在、キャンディデート校（加盟申請中）が小学校1校、中学校1校です。
○5 多様なニーズに対応した教育の推進 測定指標及び目標「自分の考えや気持ちを理解してくれる友達がいると答えた割合の向上」は多様なニーズに対応した教育の推進との関係性が薄いと思われる。友達がいることと学校教育が多様なニーズに対応していることとは相関があるのか。相関があるという研究結果があるようならば良いと思う。 測定指標及び目標「稲城市の取組についてよく取り組んでいると答えた割合の向上」について、特別支援教育の推進の肯定的回答が41.1%、いじめ・不登校対策の肯定的回答が37.8%で、否定的な回答がとても多い。このことに関して、第四次稲城市教育振興基本計画では、新たにどのような手立て・施策を取るのか、取組・事業例に明記する必要があると考える。	（教育総務課・指導課） 「自分の考えや気持ちを理解してくれる友達がいると答えた割合の向上」の測定指標につきましては、多様なニーズに対応することで、自分だけでなく他者への理解がしっかりとされているか測る指標の1つとして、設けています。 本項の「多様なニーズに対応した教育の推進」の中では「教育と福祉の連携」「インクルーシブ教育等の推進に向けた体制整備」等、前回の計画から見直して新たに記載した取組例があります。今後、記載した取組例に基づき事業を進めてまいります。

意見（原文のとおり記載）	考え方
○取組・事業例2-5-(1)-① 特別支援教育体制の充実 情緒障害等の支援については特別支援教室「すまいるルーム」での指導が進められている。しかし、指導時数が限られている中、特別支援教室の指導時数では支援が不足している児童に対して、十分な支援をすることができていない。教室で学習することができずに不登校になる児童が出ている。多様なニーズに対応するためには、情緒障害等固定学級の設置が急務である。情緒障害等固定学級は令和5年度現在、多摩地区30市町村のうち、すでに20市町村で設置していて、設置していない市町村は、八王子・稲城・小平・武蔵野・三鷹・府中・日の出・檜原・瑞穂のみとなっている。稲城市が遅れてしまっていることは否めない。このことは知的障害固定学級の経営にも問題が波及している。情緒障害等固定学級がないために、知的障害固定学級に情緒障害の傾向が強い児童が入級せざる負えない状況となり、指導の困難さが生じている。教員が疲弊し、病気休職や退職となるケースも見聞きしている。	（指導課） 第四次稲城市教育振興基本計画では、「多様なニーズに対応した教育の推進」のうち「特別支援教育の充実」として、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒への指導・支援を「取組・事業例」として記載しております。 情緒障害等固定学級の設置は、東京都や他市の実情を踏まえ研究していますが、第四次稲城市教育振興基本計画において、施策として記載するまでの効果検証は得られていないため、項目としての記載はいたしません。
○取組・事業例2-5-(1)-⑧ 学童クラブにおける障害児保護事業 同じ事業を放課後子ども教室でも実施すべきだと考える。放課後子ども教室で受け入れることができずに居場所がなくなってしまった児童が出ている。多様なニーズに対応した教育を推進するために、取組の方向の通り、支援を必要とする子どもたちの放課後の居場所づくりとして予算を付けるべきだと考える。	（生涯学習課） 放課後子ども教室は、放課後の居場所を提供する事業であることから、就労等で保護者が不在のご家庭のお子さんを預かり、専任の指導員が保護者の代わりに生活指導や育成をする「学童クラブ」とは、事業の性質が異なります。
○(2)多様な教育ニーズへの対応 取組・事業例2-5-(2)-⑤ 外国人児童・生徒等の教育及び帰国児童・生徒の支援の推進 「日本語によるコミュニケーションが難しい、外国人児童・生徒や帰国児童・生徒のために、ボランティアを活用」とあるが、見つけることが難しいボランティアを頼みにするのではなく、東京都と提携している団体からの講師派遣ができるように予算を付けた事業とする。	（指導課） 第四次稲城市教育振興基本計画は、市の教育施策の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取り組みについては、年度ごとに内容を検討して進めていくこととしております。